

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、ドローンを活用した災害時の緊急支援物資輸送体制を確立するため、連携協定締結事業者が実施するドローン飛行ルート構築等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助対象事業」とは、次項の補助対象事業者が行う山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業であって、第3項の「ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業」に該当するものをいう。

2 「補助対象事業者」とは、令和6年8月28日付け「山梨県と株式会社NEXT DELIVERY・セイノーラストワンマイル株式会社・富岳通運株式会社との連携の推進に関する協定」の締結事業者をいう。

3 「ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業」とは、ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱（令和7年8月20日付け国自物第187号）に従って行われるドローンを活用した災害時の緊急支援物資輸送の実施に向けた調査・検討又は地方公共団体や物流事業者等が連携したドローンを活用した緊急支援物資輸送訓練等の実施に取り組む事業をいう。

(交付の対象等)

第3条 補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項に定める補助対象経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ドローンを活用した災害時の緊急支援物資輸送を実施するための訓練等に係る計画・調査に要する費用
- (2) 前号の訓練等に必要でドローン関連整備費用（資機材費、飛行ルート構築費用等）又は物資輸送訓練等に係る運航経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれ

る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定を受けて補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - (6) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- ② 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- ③ 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- ④ 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条の規定による交付決定通知書を受領した場合において、その交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に交付申請取下届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第9条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助対象事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立ち会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月13日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第6号の2)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金の交付は、精算払とする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保存)

第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交

付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付申請書

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて申請します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 補助対象経費及び補助金申請額等

- (1) 補助対象経費 金 円（税抜）
(2) 補助金申請額 金 円
(3) 事業実施期間

交付決定通知日から令和 年 月 日まで

2 添付資料

- (別紙1) 山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業計画書
(別紙2) 誓約書

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業計画書（実績報告書）

1. 申請者の名称及び代表者

名 称	
代表者の氏名 とその所属先	

2. 事業の概要

〔背景・経緯〕
〔事業の内容〕
〔目標等〕
〔概要図〕

4. 事業の新規性・波及可能性

5. 事業の実現可能性

6. 取組の継続可能性

(添付書類)

1. 補助対象経費の算出の根拠となる書類
2. その他補助金の交付に関して参考となる書類

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 <small>（法人、団体にあつては、事務所所在地）</small>	〒
法人名、団体名 <small>（法人・団体等のみ記載）</small>	（ふりがな）
役職 <small>（法人・団体等のみ記載）</small>	
氏 名 <small>（法人・団体等の場合は代表者名）</small>	（ふりがな） 印
生年月日	M / T / S / H 年 月 日
性 別	男・女

文 書 番 号
年 月 日

補助事業者 殿

山梨県知事

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金」については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助対象事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助対象経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - (6) 第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月13日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書（要綱様式第8号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類の整備保管は次のとおりとする。
- (1) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

- (2) 取得財産等がある場合は、補助事業終了年度の翌年度から起算して別に定める財産処分制限期間を経過するまでは、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備保管しなければならない。ただし、財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

様式第3号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金
事業変更承認申請書

年 月 日付け防危第 号で交付決定のあった標記補助金に係る補助対象事業の事業計画の内容を、次のとおり変更したいので、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容等

(1) 事業内容の変更の場合

変更の内容	補助対象事業に及ぼす影響

※変更の内容及び理由は詳細に記載し、変更理由が確認できる書類を添付すること。

(2) 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金申請額の変更の場合

(単位：円)

	補助対象経費	補助金申請額
変更前		
変更後		

※金額に変更がある場合のみ記入してください。

【添付書類】

- ・変更後の事業計画書（様式第1号 別紙）
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け防危第 号で交付決定のあった標記補助金に係る補助対象事業の事業計画の内容を、次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 その他参考となる書類

様式第5号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金
交付申請取下届出書

年 月 日付け防危第 号で交付決定のあった標記補助金について、次のとおり不服があるので、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、交付申請を取り下げます。

- 1 交付申請年月日及び番号
- 2 補助金の額
- 3 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
- 4 取り下げる理由

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け防危第 号で交付決定のあった標記補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

1 補助対象事業に要した経費 金 円
補助金の額 金 円

2 添付資料

(1) 実績報告書（様式第1号 別紙1に準じて作成する。）

※1 軽微な変更があった場合においては、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※2 添付書類は、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったもの及び事業実施状況の確認できる書類、写真等を添付すること。

3 振込先

振込金融機関名 _____
本店 ・ 支店（支店名 _____）
預金種別 _____ 当座 ・ 普通 _____
ふりがな _____
口座名義 _____
口座番号 NO. _____

様式第6号の2（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け防危第 号で交付決定のあった標記補助金について、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円
- 5 その他必要な書類

様式第7号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

補助事業者 殿

山梨県知事

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け防危第 号で交付決定した山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金については、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助対象事業に要する経費	金	円
確定額	金	円

様式第8号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

財産処分承認申請書

山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により申請します。

- 1 処分のしようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類